

## COVID-19 対応から残したい教訓～「発生段階に応じた対策の切替」が必要！

長野市保健所 小林 良清

### 1 はじめに

3年近くにわたる COVID-19 の感染拡大に対して多種多様に工夫しながら辛抱強く対応に当たってきた医療関係者、政府・自治体従事者、国民に敬意を表する。その上で、サージ（大波）に立ち向かう際、「対策の目的と手段の明確化」が重要であり、新型インフルエンザ等行動計画においては「発生段階に応じた対策の切替」が規定されている。

しかし、COVID-19 の場合にはそうした根本的な切替が行われず、保健医療関係者にも国民にも大きな混乱をもたらしてきた。今後の COVID-19 への対応や将来の新興感染症を見据え、「発生段階に応じた対策の切替」について検討し、準備しておく必要がある。

### 2 保健所等による COVID-19 対応の目的と手段

感染症法は、予防（拡大防止）と感染者への医療の提供を目的としており、保健所・保健所設置自治体（保健所等）は、政府の方針に沿って第一線の業務に当たってきた。

感染拡大防止については、感染者全員の発生届の受理と入院措置、積極的疫学調査と濃厚接触者等への検査等により、探知された感染者を他者から分離し、当該感染者の周辺に在るであろう感染者の確認に注力してきた。

しかし、既知の感染者とは全く関連のない感染者も多く発生し、保健所等の活動が感染拡大防止という目的を果たしていないことは誰の目にも明らかになっている。

感染者への医療の提供については、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関等の入院受入病院等の体制を構築し、保健所等が感染者の相談、診断、入院、治療の調整役を担うとともに、在宅療養者の健康観察も実施し、感染者が迅速かつ適切に治療を受け、快復することを目指してきた。

しかし、保健所等の対応力を超える感染拡大が続き、連絡や調整に時間を要し、対応困難なまま最悪の状況に陥る事例も発生するようになり、保健所等が一部の医療機関の協力を得ながらも、感染者に適切な医療を提供するとの目的も果たせなくなっている。

こうした状況を受け、政府は、保健所の負担軽減のためとして、地域の実情に応じて保健所等の業務の縮小・廃止や外部委託等を行うことを可とする方針を出した。保健所等の現場からすると、負担軽減ではなく、対策の目的と手段の明確化が重要であるが、基本的な方針が変わらないまま、全国の保健所等の対応がバラバラとなり、何を指して業務に当たっているのか不明確となってしまった。

### 3 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（2017年9月12日改訂）における切替

病状や感染経路等が類似している新型インフルエンザ等の場合、2009年までの準備、2009～2010年の A/H1N1 の発生、新型インフルエンザ等特別対策措置法等を踏まえた政府行動計画が策定されている。

その中で「国内（地域）で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態」を国内（地域）発生早期として、対策の目的を感染拡大の抑制、

患者への医療の提供、感染拡大に備えた体制整備とし、必要な対策を掲げている。

そして、「患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態」を国内（地域）感染期として、対策の目的を医療体制の維持、健康被害を最小限に抑制、国民生活・経済への影響を最小限に抑制に変更し、全数把握、患者の濃厚接触者を特定しての外出自粛要請等の措置、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止して、一般の医療機関において患者を診療、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に在宅療養を要請等の対応を取るとしている。

#### 4 今後に向けて

2009年に発生した新型インフルエンザ A/H1N1 の場合、5月9日に国内で最初の感染者が確認された後、概ね8月までには感染者の法的入院、濃厚接触者への外出自粛要請、全数把握が順次中止され、一般医療体制での対応と重症者医療の強化等に切り替えられている。想定よりも病原性が低かったことも影響しているが、発生状況を感染期と捉え、対策の目的を感染拡大防止等から健康被害の抑制等に切り替えたものである。

COVID-19 対応において発生段階に応じた目的と手段の切替が行われていない理由として、遡り調査による感染源探知、クラスター対策が感染拡大を抑制できるとの期待が検証されないまま続いてきたことと、季節性インフルエンザと比べて致死率や重症化率が高いとされていること等が考えられる。

しかし、新型インフルエンザ等行動計画では致死率2%であっても発生段階に応じた対策の切替を規定しており、COVID-19 においても感染拡大の持続を受け入れ、対応の目的を感染拡大防止から健康被害の抑制に変更し、全ての医療機関の協力を得て重症者への治療を最優先とする対策に注力する必要がある。この切替は、感染症法における類型が現状のままであっても可能であり、類型の引き下げとは切り離して実施すべきである。

当面、発生が続くと見込まれる COVID-19 への適切な対応や将来の新興感染症への備えのためにも「発生段階に応じた対策の切替」という観点からこれまでの COVID-19 対応を検証して今後活かすことが重要と考える。

#### ■小林 良清（こばやしよしきよ）

長野市保健所長

信州公衆衛生学会副理事長・同雑誌編集委員長

社会医学系専門医・指導医

日本医師会認定産業医

1984年、東京大学理学部地球物理学科を卒業

1994年、北海道大学医学部医学科を卒業し、同年から群馬県職員として高崎保健所長等

2007年から長野県職員として佐久保健所長、2009年から県庁衛生部健康づくり支援課長、

2014年から佐久保健福祉事務所長・保健所長、2018年、長野・北信保健福祉事務所長・

保健所長、2019年、長野市に出向し現職